

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会認定資格
「指導医」2023年度資格更新のお知らせ

日本臨床栄養代謝学会認定医・指導医制度規約に基づき、本学会認定資格「指導医」の更新申請手続きを下記要領にて施行します。

尚「認定医」資格は、指導医資格更新の審査に合格された時点で自動更新されます。指導医資格更新が認められなかった場合には、ご提出いただいた申請書類は認定医資格更新の審査対象として扱われます。

記

更新該当者：2018年（平成30年）の認定者

（認定年月日が2018年2月21日の認定証を所持されている方）

申請期間：2023年8月1日（火）～2023年8月31日（木）

申請書類：※マイページ内【資格情報確認・編集】より添付いただきます。事務局への書類送付は
ございません。

1. 学会発表、司会等については証明が可能なプログラム、抄録
2. 学術論文については別刷あるいは全体のデータ
3. 日本臨床栄養代謝学会学術集会参加証

（※1回分のみ指定研修プログラムもしくはNSTフォーラムへの参加または、JSPEN
栄養マスターコース受講証明をもって充当）

（※参加が確認されている学術集会は自動反映しております。自動反映されている
場合は参加証の添付は不要です。）

4. 指導医認定証

申請に当たっては、「指導医の更新について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会にて12月に認定審査を行います。2024年の定時社員総会にて承認後、認定された方に対して合格証明書を送付いたします。認定証は認定更新料（10,000円）の納入者に対して交付されます。

以上

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
認定・資格制度委員会委員長 増本幸二

指導医の更新について

前記のとおり指導医の更新申請を実施いたします。申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備不足の無いよう申請をお願いいたします。

■指導医の更新申請の要件（認定医・指導医制度規約第20条）

指導医5年間で以下の1～4の各号をすべて満たす本学会会員の医師は指導医の更新申請を行うことができる。

1. 引き続き本学会の会員であり、申請の時点で会費を完納していること。
2. 本学会学術集会、支部学術集会あるいは当委員会が適切と認める学会、研究会での臨床栄養に関する発表（筆頭、共同を問わない）、司会、座長、コメンテーターの経験を合計5回以上有していること。ただし、本学会主催または共催のTNT、NST医師教育セミナー、JCNT教育セミナー、LLL live course、NST専門療法士受験必須セミナー、（旧JSPEN臨床栄養セミナー、コ・メディカル教育セミナー）、NST専門療法士更新必須セミナー（旧NST専門療法士資格更新セミナー）、スキルアップセミナー（2018年をもって終了）の各講師経験を有する場合には、前記と同等の業績と判断する。
3. 当委員会が適切と認める臨床栄養に関する学術論文（原著、総説、症例報告、著書）が、筆頭、共著を問わず1編以上あること。
4. 本学会学術集会に3回以上参加していること。うち1回は、本会学術集会時の指定研修プログラムかNSTフォーラムへの参加または、JSPEN栄養マスターコース受講を充てることができる。
5. 定款施行細則第4条による休会期間は認定期間を含めない。休会中に取得した単位や資格更新申請は認めない。これに伴う更新時期は休会期間相当分延長するものとする。

付記)

当委員会が適切と認める学会、研究会とは、専門療法士認定規則に掲載された都道府県単位の認定地方会研究会は適用外とし、本学会学術集会、支部学術集会に準じる規模の全国学術集会、地方会とする。

※申請要件の有効期間：2018年（平成30年）2月21日～2023年8月31日

■書類添付・申請に関する注意

1. 本年度より、提出が必要な書類はマイページから添付・アップロードいただく形となっております。添付いただく書類は、スマートフォンなどで撮影した画像でも構いませんが、不鮮明・見切れているものは無効です。
すでに参加を確認できている学術集会参加歴は自動反映されておりますので、その場合は参加証を添付いただく必要はございません。
2. 申請期限を厳守すること。締め切りを過ぎたものについては受理いたしません。
また、提出された書類については返却いたしませんので、ご注意ください。